

扶桑町小規模事業者登録要綱

(平成19年11月9日要綱第89号)

(平成20年3月31日要綱第11号)

(平成23年3月28日訓令第5号)

(令和6年3月29日要綱第37号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、扶桑町が発注する小規模な工事並びに設計測量及び修繕等委託業務（以下「小規模工事等」という。）について、町内小規模事業者の受注機会の拡大を図るため、契約を希望する者（以下「契約希望者」という。）の登録等に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象となる契約)

第2条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の2第1項第1号及び扶桑町契約規則（昭和59年扶桑町規則第17号。以下「規則」という。）第27条による随意契約のうち、1件の予定価格が工事では130万円、設計測量及び修繕等委託業務では50万円を超えないものを対象とする。

(登録できる者)

第3条 契約希望者として登録することができる者は、扶桑町内に主たる事業所の所在地又は住所を有する者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除くものとする。

- (1) 令第167条の4第1項の規定に該当する者
- (2) 希望業種について入札参加資格者名簿に登載されている者
- (3) 希望業種を履行するために必要な資格又は許可等を有しない者
- (4) 町税等を完納していない者
- (5) その他町長が不適当と認めた者

(登録の申請)

第4条 登録を希望する者は、小規模事業者登録申請書（様式第1）及び町税納税状況等の調査同意書（様式第2）に次の書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 登記簿謄本又は現在（履歴）事項全部証明書（法人の場合のみ）
- (2) 身分（身元）証明書（扶桑町外に本籍地を有する個人の場合のみ）
- (3) 資格又は許可等が必要な業種を希望するものにあっては、その資格者証又は許可証等の写し

(登録及び取扱い)

第5条 町長は、前条の規定により、登録の申請があったときは、当該申請内容を審査し、小規模事業者登録名簿（様式第3。以下「登録名簿」という。）に登載するものとする。

2 町長は登録名簿を全庁に公開するとともに、小規模工事等の契約に係る業者の選定に際しては、登録名簿に登載された者に対し、見積り参加の機会を与えるよう努めるものとする。

(登録事項の変更等)

第6条 登録名簿に登載された者は、登録事項に変更があったとき又は廃業したときは、小規模事業者登録事項変更届（様式第4）を速やかに町長に提出しなければならない。

（登録の有効期間）

第7条 登録の有効期間は2年間とする。ただし、町長が定める定時登録期間以外に申請があった場合の有効期間は次の各号によるものとする。

- (1) 西暦奇数年の申請 翌年3月末日まで
- (2) 西暦偶数年の申請 翌々年3月末日まで

（登録の取消し）

第8条 町長は、登録名簿に登載されている者が第3条に規定する要件に該当しなくなったとき、又は契約事項に関して不正若しくは不誠実な行為があったときは、登録を取り消すことができる。

（契約規則等の適用）

第9条 小規模工事等履行にあたり必要な事項は、規則及び扶桑町公共工事の施行に関する事務取扱要綱（平成2年要綱第11号）を準用するものとする。ただし、予定価格が10万円以下の場合は、扶桑町公共工事の施行に関する事務取扱要綱は、準用しない。

（雑則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附則

この要綱は、平成20年1月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。